

# 特別職の給料月額について

## 答 申 書

—— 令和5年1月26日 ——

交野市特別職報酬等審議会

令和5年1月26日

交野市長  
山本 景 様

交野市特別職報酬等審議会  
会長 尾山 廣

交野市特別職の給料月額について（答申）

令和4年11月29日付け交総人第110号にて諮問を受けた標題の件について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申します。

本答申を十分尊重されるとともに、なお一層市政の発展と住民福祉の向上に御努力くださるようお願いいたします。

記

1. 審議会の開催について

第1回 令和4年11月29日（火）午後2時30分から午後4時まで

第2回 令和4年12月26日（月）午後2時30分から午後4時まで

2. 審議内容等について

（1）これまでの経緯及び現状について

特別職の給料月額の変遷については、平成13年10月1日に給料月額を増額する条例改正（※1）が行われ、以後、平成22年度まで給料月額は据え置きとなっていた。また、実際の給料月額の支給については、当時の交野市の財政状況をふまえ、特別職本人の意向により独自の特例的措置として、条例に規定する給料月額に減額率を乗じた額を実支給額とされている状況であった。

一方、交野市の財政状況は、ゆうゆうセンター、いきいきランド等の市内公共施設充実に伴う投資、また第二京阪道路沿道整備に伴う土地開発公社の保有額の増加、また平成20年に発生したリーマンショックによる経済不況などを要因とし、交野市の財政は

当時の状況から更に悪化した状況となり、平成23年10月1日に実施された給料月額  
の改定においては、特別職報酬等審議会の答申に基づき、これまでの交野市独自の特例  
的措置による減額後の支給額そのものを給料月額とする条例改正が行われ、現行の給  
料月額に至っているところである。

現行の条例本則で規定する市長、副市長及び教育長の給料月額については、大阪市と  
堺市を除く府内41市町村中、市長は39番目であり、副市長は32番目、教育長は3  
6番目となっており、府内の市町村や府外の類似団体と比較しても、地域性や人口規模  
からも低い水準となっている。

※1 交野市特別職の職員の給与に関する条例

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例

| 区 分 | H13. 10. 1           | H15. 7. 1            | H22. 4. 1            | H23. 10. 1 (現行) |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 市 長 | 990,000<br>(850,500) | 990,000<br>(792,000) | 990,000<br>(742,500) | 742,500         |
| 副市長 | 875,000<br>(747,000) | 875,000<br>(726,250) | 875,000<br>(700,000) | 700,000         |
| 教育長 | 770,000<br>(652,500) | 770,000<br>(639,100) | 770,000<br>(616,000) | 616,000         |

※上段：条例で規定される金額

下段 (括弧書き)：実支給額

(2) 見直しへの意見等について

事務局作成の資料による特別職給料月額その他団体との比較では、交野市の給料月額  
は低い水準のため、近年の社会一般の情勢を踏まえて、一定上げることが妥当である  
が、交野市の財政状況を考慮すると10～15年前との比較において将来負担比率等財  
政上の指数は良化しているものの、今後想定される学校や公共施設の整備など、多大  
な財政負担も見込まれることから、以前の給料月額(990,000円)に戻すような増額  
改定は、市民目線からすると理解が得られないということが全体的な意見として多く  
あった。

また、別の意見として、給料月額は職務の困難性及びその職責に見合った額でなけ  
ればならず、市の規模に関わらず、特別職は様々な行政課題を先頭に立って解決する  
責任のある役職であることから、一定の金額が支給されるべきである。今後、市にと  
って必要な公共施設の建設や整備等により、財政上の指数等に影響が出たことにより  
給料月額を下げるといような、財政指数と直接比例させるものではなく、未来に向  
け必要な施策や施設整備については、給料月額とは別に考えるものであるとの意見が  
あった。

本審議会は、条例に規定する給料月額の額面について審議し、答申を示す審議会で  
あり、これまで交野市が特例的措置として行っていた減額率を乗じた実支給額に対し  
ては意見を付すことしかできないが、交野市の財政状況等を考慮し、特別職本人の考  
えのもと、適正な給料月額を減額して欲しい等の意見もあった。

### (3) 答申について

行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職の果たすべき職責は年々増大しており、交野市に見合った持続可能な行財政運営のためには、価値観の変容もある中で、常に新たな視点を持ち、時代にあった取り組みを進めていかなければならず、特別職の果たすべき役割や重責は計り知れないものがある。こうした状況ではあるが、大阪府内外の類似規模の基礎自治体などと比較して、給料月額を決して高いという状況にはなく、むしろ交野市はかなり低い状況となっている。

社会が複雑多様化するなか、「便利なのに、心地よいまち」の実現に向け、市長、副市長、教育長の職務、職責は益々重大となり、活動も広範囲となっているが、今後の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、公共施設の老朽化対策等、将来的には非常に厳しい財政運営が引き続き求められているのが現状であり、これらを総合的にふまえたうえで、適正な給料月額でなければならない。

本審議会は、前述の意見や財政状況等について慎重に審議した結果、交野市の立地や規模であれば近隣の大東市や四條畷市と同程度の額とすべきである、また財政状況が回復途上であり据置のままでよいのでは等の意見も出たが、大阪府内の財政指標の類似している団体の金額を参考として給料月額を決定することが適当との結論に至り、次のとおり答申として決定する。

## 3. 答申結果

### (1) 特別職の給料月額について

市長、副市長及び教育長の給料月額については下表の改定額が適当である。

| 区分  | 現行額       | 改定額       | 改定差額       | 改定率   |
|-----|-----------|-----------|------------|-------|
| 市長  | 742,500 円 | 909,000 円 | +166,500 円 | 22.4% |
| 副市長 | 700,000 円 | 788,000 円 | +88,000 円  | 12.6% |
| 教育長 | 616,000 円 | 702,000 円 | +86,000 円  | 14.0% |

### (2) 改定時期について

令和5年4月1日からの改定が適当である。

## 4. 附帯意見

今回、財政状況を含めた他の基礎自治体との均衡等を踏まえ、特別職の給料月額を引き上げることを答申したものであるが、今後、特別職については、市政運営を進めるうえで、現在取り組まれている、小中一貫校・庁舎建設、公共施設の維持等への対策、また少子高齢化、人口減少等による税収減など、多岐に亘り、これまで以上に厳しい財政状況が推察されるが、現時点においては、平成23年当時の財政状況より改善傾向にはあるものの未だ完全に解決していないことを十分に認識され、各自の判断により給料月額の適正な減額をされることを審議会の意見として申し添える。